

学校施設冷房設備整備事業について

令和6年（2024年）6月25日提出

教育長 山 根 直 樹

学校施設冷房設備整備事業の事業概要及び進捗状況について報告する。

（理 由）

学校施設における冷房設備の整備について、今後の整備方法及び対象校等を決定したので、昨年度から実施している緊急対策の進捗状況と併せて報告する。

学校施設冷房設備整備事業 事業概要

■ 全体計画について

普通教室等への常設エアコン整備

約 300 校という事業規模を勘案し、令和 6 年度から 9 年度までの整備とする。

【R8 年夏供用開始】直営工事・・・111 校 <約 64 億円>

整備対象校は、幼稚園、特別支援学校のほか、設備条件等から比較的早期に整備を進めることができる学校を選定。

【R9～10 年夏供用開始】PFI 手法（民間活用手法）による整備・・・180 校 <今年度補正予算要求>

可能な限り早期かつ確実に整備を完了するため、PFI 手法（BT 方式）の導入を予定。

【R6 年度～9 年度】その他、新改築・リニューアル工事等との同時整備・・・16 校

保健室への常設エアコン整備 <約 2 億円>

【R6.6 月末まで】305 校

普通教室等への移動式エアコン設置 <約 2.4 億円>

【R6.6 月末まで】普通教室・特別支援学習室：3,864 室

金額は R5、R6 年度予算ベース

緊急
対応

常設エアコン



移動式エアコン



■ 事業スケジュールについて

項目	実施期間	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通教室等へのエアコン整備							
建築部直営・住宅管理公社委託	R6～7		入札 施工準備	工事（111校）	供用開始		
PFI手法による整備	R7～9		事業者選定	設計	工事（180校）		供用開始
保健室へのエアコン整備 + 電気容量調査	R5～6		緊急対応				
普通教室等への移動式エアコン設置	R5～6		緊急対応				

札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会運営要綱

令和 6 年 6 月 19 日

教育長決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、札幌市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づく附属機関である札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 総合評価一般競争入札における落札者の決定基準に関すること。
- (2) 事業者の審査及び評価に関すること。
- (3) 優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 3 名
- (2) 札幌市 PPP/PFI 活用委員会委員 1 名

2 委員は教育委員会が委嘱するものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から事業者選定及び審査講評が完了する日までとする。

（委員会）

第 5 条 委員会には、委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、その入札に関与してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 会議における審査の結果等は、公表する。

（意見の聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習部学校施設課に置く。なお、事務局長は教育委員会生涯学習部学校施設課長とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のために必要な事項は、委員の協議により定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。

札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会運営要綱

令和 6 年 6 月 19 日

教育長決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、札幌市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づく附属機関である札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 総合評価一般競争入札における落札者の決定基準に関すること。
- (2) 事業者の審査及び評価に関すること。
- (3) 優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 3 名
- (2) 札幌市 PPP/PFI 活用委員会委員 1 名

2 委員は教育委員会が委嘱するものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から事業者選定及び審査講評が完了する日までとする。

（委員会）

第 5 条 委員会には、委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、その入札に関与してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 会議における審査の結果等は、公表する。

（意見の聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習部学校施設課に置く。なお、事務局長は教育委員会生涯学習部学校施設課長とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のために必要な事項は、委員の協議により定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。